合わせ先:福祉課児童障

お問い合わせください きをされていない方は、

国民年金保険料の免除産前産後期間 産前産後期

以降の方 者で出産日が平成31年2月 ■免除期間 対象 国民年金第 号被保険 \exists

②多胎妊娠の場合は、 ①出産予定日または出産月の前 ら6か月間 日または出産月の3か月前 月から4か月間 出産予定 か

※免除期間は保険料を納付 ※出産は、 給額に反映されます。 (死 産 ものとして老齢基礎年金の受 流産、早産を含む) 妊娠85日以上の出産 した

■届出時期

■持参物 出産予定日の6か月前から可

出産後の申請:①年金番号また は個人番号がわかるもの、 ③被保険者と子が別世帯の ② 印

かるもの、

③ 印鑑

②年金番号または個人番号が分

出産前の申請:①母子健康手

場合、 よび親子関係が分かる書類 出生証明書など出産日お

◎問い合わせ先

問い合わせ先:保健課

健康増進係232

児童障害者係四32

市民課市民係四内線1

歯を大切に

期間(左記、 白(月) 1 2 共通) ~10月31日(木)

※受診は、事前予約が必要です **■費用(左記、①②共通)** 無料

5 歳児歯科健康診査

■ 対象 ■持参物 -成27年47 5歳児(平成26年 母子健康手帳 保険証、案内ハガキ、 月1日生)

■ 対象 ■持参物 歳. 70歳を迎える方 今年度、 保険証、案内ハガキ 40 歳 • 50 歳

委託医療機関	連絡先
いのうえ歯科医院	32-6977
川畑歯科医院	32-7788
ろくた歯科医院	32-6464
なぎさ歯科医院	31-3118
竹下歯科医院	32-6616
きょうわ歯科	32-9630

ドを提示することで、 援を必要とする方が、ヘルプカー ■配布対象者 めやすくするものです。 災害や緊急時、 日常生活で支 支援を求

初期、 慮や支援を必要とする方。 等が必要なことが分からない方 義足、 日常生活や災害時などに配 腰痛など、 内部障害、 外見から援助 難病、

◎問い合わせ先:福祉課

30 日

地域福祉係☎内線125

■配布開始

■配布方法 にご回答のうえ配布 必要なアンケ 7月1日 (月)

力開発校入校生募集鹿児島障害者職業能

※留意事項

■訓練期間

令和2年

月から

年間

②障害者手帳や介護認定の有無 ①申込者 は問いません。 人につき、

③ヘルプカードは支援を求める ビスを受けら 引や福祉サ ためのもので、 交通機関の割

C 日程

令和2年1月6日

月

ありません。 れるものでは

◎問い合わせ先:福祉課

鹿児島障害者職業能力開発校

■募集期間 10 月 25 日 8月 11 月 28 日 9 月 20 日 日 $\widehat{\pm}$ 金 金 $\widehat{\pm}$

A 日程

B 日程

◎問い合わせ先

授業料は無料 2月13日 (木)

2 2 0

30996

参列遺族の募集沖縄戦没者追悼式

開催

ヘルプカードとは

ルプカードの配布

■場所 ※ 前

鹿児島霊園(沖縄県)

よび三親等以内のご遺族 沖縄死没者の配偶者お

■ 対象

■募集人数

9 人

■申込期間 8 月 1 日

〒日からの団体行動 11月12日 (火)

Pick Up INFO

各種手当のご紹介

要件を満たしている方で、

ださい。また、下の手当の受給

児童障害者係にて、

お手続きく

方は本人に通知します。

福祉課

現在受給中

(停止中含む。)

0)

手続方法

8月9日(金)~9月11

日(水)

③特別障害者手当•

障害児福祉手当

②特別児童扶養手当

Ē

 $\widehat{\pm}$

~ 30 日

金

8月9日(金)~9月10日(火)

■児童扶養手当

①受給者要件

- ・父または母と生計が別の児童を監護している父または 母(父子家庭の父または母子家庭の母)
- ・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者
- ・父または母が重度障害の状態にある児童の父または母

②手当の対象となる児童

18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童(障 害を有する場合は20歳未満)で次に該当する者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が継続1年以上遺棄している児童 ⑥父または母が裁判所のDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令で継続1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童(認知含) ⑨上記①~⑧への該当が明らかでない児童

③手当額(月額)

①児童が1人の場合 10,120~42,910円

②児童が2人の場合 5,070~10,130円加算 ③児童が1人増す毎に3,040~6,070円加算

■特別児童扶養手当

①受給者要件

精神または身体に障害のある児童を監護する父か母 または父母に代わって養育している人に対し支給。

②手当の対象となる児童

■現況届の提出期間

児童扶養手当・

ひとり親家庭医療費助成金

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介 護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに 入所している児童は除きます。

現況届の提出が必要です。

する各種手当の受給者は、毎年、

子育て支援・障害者支援に関

※提出がない場合、

手当を受け

各種手当の現況届

児童福祉支援

③手当額(月額)※児童扶養手当と併給可

※扶養義務者や世帯員の所得状

られない場合があります。

況等で受給できない場合や

止になることがあります。

①重度障害児1人 52,200円 ②中度障害児1人 34,770円

■障害児福祉手当

1受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介 護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに 入所している児童は除きます。

②手当額(月額) ※特別児童扶養手当との併給可 14,790円

■特別障害者手当

1受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以 上の方。ただし、施設などに入所中の方、医療機関に 3か月以上入院中の方は除きます。

- ※手当の対象者(次のいずれかに当てはまる方)
- ①おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方
- ②寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方
- ③絶対安静の症状がながく続いている方
- ④重度の精神障害や知的障害により日常生活能力がほ とんどない方
- 2手当額(月額) 27,200円